



年金をもらう手続き

年金制度は、すべてもらう資格があっても、請求の手続きをしないと、自動的ににはもらえません。

現在、年金加入者の記録はすべて社会保険庁で管理をしています。だれが、いつからもらう資格があることぐらいわかりそうですが、現実には何千万人という加入者の中から、一人の人を探し出すためには、コンピューターに入力しなければなりません。その入力の手続きが「裁定請求手続き」です。

裁定請求によって年金がもらえることが決定されると、社会保険庁から年金裁定通知書と年金証書が、直接本人宛に送付されます。

手続きはどこの

受給資格のある人の中には、国民年金加入期間だけの、あるいは厚生年金加入期間だけの、さらには、いろいろな年金制度に加入したことがある人など様々なケースが考えられますが、請求手続きは最後に加入していた制度によって、図のように窓口が決められております。あらかじめ手続きに必要なものなど、確認してから伺うとよいです。

持参するもの

- ① 年金手帳、厚生年金証
- ② 戸籍謄本
- ③ 預金通帳（郵便局指定は必要なし）
- ④ 印かん
- ⑤ 職歴のメモ（いろいろな年金制度に加入した人）
- ⑥ 診断書（障害年金のとき）



老齢給付の請求先

